周南緑地施設整備等総合支援業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和３年１月１９日

周南市長　藤井　律子

１　業務の概要

（１）業務名称

周南緑地施設整備等総合支援業務

（２）業務の目的

本業務は、本市の広域スポーツ拠点地区及び広域防災拠点である周南緑地（東・中央）について、①現行の基本計画を踏まえた上で、官民連携や長寿命化対策などの新たな視点を取り入れ、将来にわたり経済的かつ効果的で持続可能な公園整備を実施するための「周南緑地基本計画策定業務」と、②ＰＦＩの手法による施設の整備･改修や維持管理･運営を行うため、事業者の募集等に必要な調査・検討及び資料作成等の支援を行う「周南緑地体育施設整備等ＰＦＩアドバイザリー業務」の実施を目的とする。

（３）業務内容

・周南緑地施設整備等総合支援業務　仕様書（共通）

・周南緑地基本計画策定業務　仕様書（各業務）

・周南緑地体育施設整備等ＰＦＩアドバイザリー業務仕様書（各業務）

のとおり

（４）業務期間

契約締結日の翌日から令和５年３月３１日まで

（周南緑地基本計画策定業務は令和４年３月３１日まで）

（５）履行場所

周南緑地内 外（主に東緑地及び中央緑地一帯）　約５０ha

２　参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を

全て満たすこと。

（１）参加資格要件

①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者。

②参加表明書の提出日時点で、「令和２・３年度周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「４調査・研究（設計関係を除く）」の（小分類）「６アンケート等調査・分析」または「９９その他」に登録されている者。

③ＰＦＩ事業に係る事業者の公募、契約手続き等に関する業務（以下「ＰＦＩアドバイザリー業務」という。）の実績があること

④全体管理技術者等、各仕様書に定める担当者の配置ができる者。

⑤参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

⑥周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成２４年周南市要綱第３７号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

⑦会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条第１項若しくは第１９条第１項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

⑧法人格を有する団体であって、本業務について十分な知見と遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

（２）共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加する場合は、構成者の全てが上記の参加資格要件をみたしていることを条件とする。ただし、参加資格要件の内③④の項目については、以下のとおり取り扱う。

③：ＰＦＩアドバイザリー業務の実績は少なくとも代表企業が有するもの

とする。

④：全体管理技術者等、各仕様書に定める担当者は、構成者内で適切に配置するものとする。

また、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、協定書等の組成が証明できる書類の提出を行うものとする。

３　参加手続

（１）担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745－8655 山口県周南市岐山通１丁目１番地

周南市地域振興部文化スポーツ課　担当：大木

電話　（０８３４）２２－８６２４

ＦＡＸ（０８３４）２２－８４２８

E-mail　ed-sports@city.shunan.lg.jp

（２）実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL　https://www.city.shunan.lg.jp/

（３）実施要領・仕様書等に係る質問

ア　質問方法

質問票（様式１）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ　受付期間

令和３年１月２０日（水）８時３０分から令和３年１月２６日（火）１７時１５分までとする。（ただし、受信確認は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く８時３０分から１７時１５分までとする。）

ウ　提出先及び受信確認先

（１）に示す場所とする。

エ　回答方法

令和３年１月２９日（金）１７時以降に周南市公式ホームページに掲載する。

（４）参加表明書の提出

ア　提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

※郵送による場合は、配達や受取日時が証明できる方法によることとする。また、不達及び遅配を原因として、参加希望者に不利益が生じても、市はその責を負わないものとする。

※持参による場合の受付時間は、休日を除く８時３０分から１７時１５分までとする。

イ　提出期限

令和３年２月２日（火）１７時１５分必着

ウ　提出場所

（１）に示す場所とする。

エ　参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

（５）企画提案書等の提出

ア　提出期間

令和３年２月５日（金）から令和３年２月１８日（木）までとする。

（受付時間は、休日を除く８時３０分から１７時１５分までとする。）

イ　提出場所

（１）に示す場所とする。

ウ　提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

※郵送による場合は、配達や受取日時が証明できる方法によることとする。また、不達及び遅配を原因として、参加希望者に不利益が生じても、市はその責を負わないものとする。

※持参による場合の受付時間は、休日を除く８時３０分から１７時１５分までとする。

エ　提出部数

企画提案書表紙（様式３）　　正本１部

企画提案書（任意様式）　　正本１部、副本１０部

見積書及び内訳書（任意様式）　正本１部

添付書類（様式４~様式７）　　正本１部、副本※１０部

（※正本と副本は同一の書類）

４　審査の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の審査は、周南市が設置する「周南緑地施設整備等総合支援業務プロポーザル審査委員会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。なお、企画提案書の提出者が１者の場合でも、当該企画競争は成立する。

（１）プレゼンテーション・ヒアリング審査

令和３年２月２６日（金）（予定）

５　契約方法

受託候補者と周南市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則（平成１５年周南市規則第５１号）の定めるところによるものとする。

６　その他

（１）企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。

（２）次に該当する提案は無効とする。

ア　提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ　提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ　実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ　プレゼンテーション及びヒアリングについて、正当な理由なく欠席した場合

カ　見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合

キ　公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク　著しく信義に反する行為があった場合

（３）提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は原則として認めない。

（４）本業務を実施する者と、本業務の過程で決定するＰＦＩ事業の実施事業者に対し融資を行う者とが資本関係となる可能性がある場合には、ＰＦＩ事業実施事業者の選定が公正・公平に行われるよう、情報管理等を適正に行うこと。

（５）その他詳細は、実施要領による。